

多数の者の集合する催しにおける火災予防について

施行日 平成26年7月1日

平成25年に発生した京都府福知山市の花火大会火災を契機に、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する催しにおける火災予防対策の充実強化を図るため、東根市火災予防条例が改正されました。

この改正により、多数の者の集合する催しにおいては、次の事項が義務化されました。

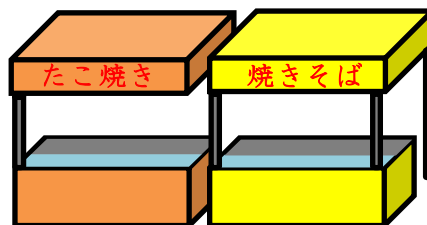
- (1) 火気使用器具等※を使用する場合に消火器の準備
- (2) 火気使用器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は消防本部に届出
- (3) 火気使用器具等を使用する大規模な屋外催しにおいて防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成して消防本部に提出

※火気使用器具等とは、液体燃料（発電機等）・気体燃料（ガスコンロ等）・固体燃料（バーベキューコンロ等）を使用する器具又は電気を熱源（ホットプレート等）とする器具のことです。

1. 消火器を備えましょう！

{東根市火災予防条例第20条～23条}

多数の者の集合する催しにおいて火災が発生した場合、迅速な初期消火が極めて重要です！調理器具や発電機などの火気使用器具等を使用する際には消火器を備えましょう！

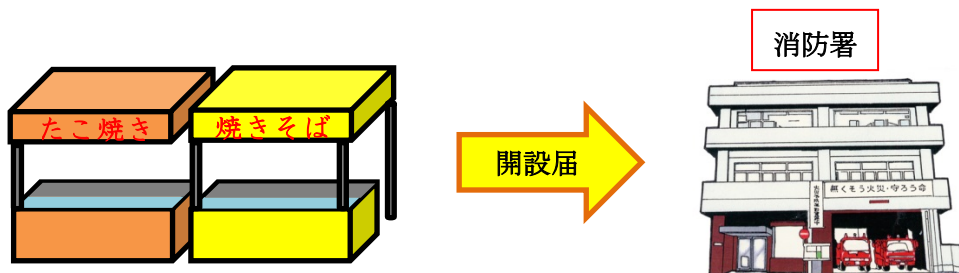


※1店舗1本の消火器を準備して下さい。大きさは10型3kgの物を推奨します。

2. 露店等の開設を届け出ましょう！

{東根市火災予防条例第53条第1項第6号}

露店等で安全に火気使用器具等を使用するために、あらかじめ消防本部に届け出ましょう！



※催しの主催者や露店等の代表が複数の露店等の開設を届け出ることもできます。

3. 火災予防上必要な業務に関する計画を作成・提出しましょう！

〔東根市火災予防条例
第50条の3第1項〕

火気使用器具等を使用し、次の要件に該当し火災予防対策が必要であると認める催しを「**指定催し**」として指定し、公示することとなりました。

＜大規模な屋外催しの要件＞

〔東根市火災予防規程第12条第1項
東根市火災予防条例第50条の2第2項〕

- (1) 開催期間中の総人数が2万人を超えると見込まれる、若しくは総店舗数が50店舗を超えると見込まれる催し。
- (2) 催しを主催する者から指定の求めがあったとき。

大規模な屋外催しにおいては、火災を予防するために次の火災予防対策が必要となります。

- (1) 防火担当者を定めること。
- (2) 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画をさせること。

＜火災予防上必要な業務に関する計画の内容＞

〔東根市火災予防条例第50条の3第1項〕

- ① 火災の予防に関する実施体制の確保に関すること。
- ② 火気使用器具等の使用及び危険物の取扱いの状況の把握に関すること。
- ③ 火気使用器具等を使用し、又は危険物を取扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ④ 火気使用器具等に対する消火準備に関すること。
- ⑤ 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ⑥ ①～⑤のほか、火災予防上必要な業務に関すること。

- (3) 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画に基づく業務を行わせること。
- (4) 火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に開催日の14日前までに提出※すること。
※火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合には、罰則（30万以下の罰金）が適応されます。

